

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任中間法人 日本ベンチャーキャピタル協会

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」の公表  
に対する意見書今般、標記公開草案に対する当協会の意見を下記の通りまとめましたので、何卒ご高配を  
賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 第 16 項及び第 39 項について

第 16 項の前段の文章において、「他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合、当該他の会社等は子会社に該当しないものとしている。」とあり、該当する例の 1 つとして、(4) ベンチャーキャピタルなどの投資企業の場合が明示され、そのただし書きで、「ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。」とあります。支配する意図の有無が判断の基準と考えますが、ベンチャーキャピタルが行なうバイアウト投資では、投資先の企業価値向上のために取締役を派遣し意思決定機関を支配することで、短期間のうちに企業価値を向上させて EXIT を図るケースがあります。このような場合でも、第 16 項(4)の から の要件に該当する場合は、子会社に該当しない旨の表記を第 39 項に付け加えていただきたい。また、ベンチャーキャピタルが投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として投資している場合で、仮に、第 16 項(4)及び第 24 項の ~ の要件に該当せず、子会社（もしくは持分法適用関連会社）として連結処理を行なう場合であっても、投資の EXIT 時の損益は、営業損益として処理することを否定するものでないことを第 39 項及び第 45 項に付け加えていただきたい。

## 2. 第16項(4)及び第24項について

## (1) について

「売却等により当該他の会社の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」という表記を、投資先の事業環境等の変化に応じた見直しは、当初の合理的な計画の継続とみなしてよいことを付け加えて、「売却等により当該他の会社の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること。なお、投資先の事業環境等の変化に応じた見直しは、当初の合理的な計画の継続とみなしてよい。」という表記に変更していただきたい。

## (理由)

ベンチャーキャピタルが行なう投資は、通常、投資時点で、売却方法、売却時期など合理的な計画に基づき実行している。投資先の事業環境等の変化によって、都度、売却等の合理的な計画に見直している。このような見直しは、投資時点での合理的な計画の継続とみなせるものである。

## (2) について

(ア) 「当該他の会社との間で、通常の取引として投融資を行なっているもの以外に取引がほとんどないこと」という表記を、「当該他の会社との間で、通常の取引として投融資を行なっているもの以外に取引がほとんどないこと。なお、投資方針にそった一連の企業価値向上のための取引(ハンズオンのため取締役を派遣した際の役員報酬、コンサルティングに係るコンサルティング料、M&A アドバイザリー業務の手数料等)については、通常の取引の範囲に含まれる。」という表記に変更していただきたい。

## (理由)

ベンチャーキャピタルと投資先との取引で、投資方針にそった一連の企業価値向上のための取引(ハンズオンのため取締役を派遣した際の役員報酬、コンサルティングに係るコンサルティング料、M&A アドバイザリー業務の手数料等)は、投資価値の向上を目的として遂行されるものであり、ベンチャーキャピタル業における通常の取引の範囲内であるため。

(イ) 当該他の会社等とベンチャーキャピタルが含まれる企業集団にある銀行、証券会社等との取引で、為替手数料等の銀行取引手数料やデリバティブ取引等は、通常の取引の範囲内であること、また、一クライアント・消費者として、当該他の会社等の商品の購入、サービスの提供などの取引は問題がないことを明示していただきたい。

## (3) について

(ア)「当該他の会社の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」とありますが、「事業の種類」とはどのように定義されるものか明示していただきたい。

## (理由)

ベンチャーキャピタルが含まれる企業集団においては、企業集団内の各企業の事業( 商社等事業会社の各事業部門) の種類と異なるものである必要があると考えますが、例えば、金融グループ企業集団の場合、ネット証券など金融業への投資は、自己の事業の種類と同一とみなすのか等、事業の種類は何によって定義されたもので判断すれば良いか不明であり、明確化していただきたい。

(イ) バイアウト投資などで設置される「受け皿会社」の扱いについて連結の対象となるかどうか、明示していただきたい。

## (理由)

近い将来、実質的な投資先企業と合併する前提で設立され、他の金融機関等から借入れするなどのレバレッジもなく、実質的に投資先企業と一体であると考えられる場合は連結することが適正でない場合があると考えます。

## (4) について

「当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと」とありますが、その判断基準について明示していただきたい。

以上